

横浜市「主として重症心身障害児を対象とした放課後等デイサービス」
福祉車両導入補助金交付要綱

制 定 令和 2 年 12 月 25 日 こ障福 第 2858 号（局長決裁）
最近改定 令和 8 年 4 月 1 日 こ障福 第 3702号（局長決裁）

（目的）

- 第 1 条 この要綱は、横浜市内において児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（以下「児童福祉法」という。）第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する放課後等デイサービスで、主として重症心身障害児を対象とした放課後等デイサービスを行う同法第 21 条の 5 の 15 に規定する指定障害児通所支援事業所（以下「対象事業所」という。）に対して、福祉車両の導入経費を一部補助することにより、重症心身障害児の放課後等の通所支援の拡充に資することを目的とする。
- 2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。
- 3 社会福祉法人に対する助成については、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 58 条及び社会福祉法人の助成に関する条例（昭和 35 年 7 月横浜市条例第 15 号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

- 第 2 条 この要綱における用語の意義は、条例及び補助金規則の例による。
- 2 この要綱において補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）とは、対象事業所の利用児童の送迎を目的として、車椅子又は電動車椅子（以下「車椅子等」という。）を使用する者を車椅子等とともに搬送できるよう、車椅子等昇降装置を装備し、かつ、車椅子等の固定等に必要手段を施した福祉車両（乗車定員 11 人以上の普通自動車については、車椅子等を使用する者を専ら搬送するものに限る。）（以下「福祉車両」という。）を導入するものをいう。

（補助事業者の範囲）

- 第 3 条 この要綱における補助事業者の範囲は対象事業所を運営する法人または対象事業所の指定を受ける予定の法人であって、次の各号のいずれかの運営実績を、交付申請日において 6 か月以上有する法人とする。
- ただし、対象事業所の指定を受ける予定の法人は、市長がその都度指定する日までに指定を受けなければならない。
- また、運営実績については横浜市外での運営実績も対象とし、複数事業所等の運営実績を組み合わせる通算はしない。
- (1) 第 1 条に規定する対象事業所
- (2) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に規定する病院、診療所
- (3) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に規定する訪問看護事業者

- (4) 児童福祉法に規定する医療型障害児入所施設
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に規定する療養介護
- (6) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する療養通所介護

（補助対象経費）

第 4 条 この要綱における補助対象経費は、以下のとおりとする。対象事業所が事業を行う上で、児童の送迎に使用することを目的とした福祉車両本体の購入費又は福祉車両への改造費（以下「購入費等」という。）とする。

ただし、国内消費税及び地方消費税相当額は助成対象外とする。

また、補助金交付申請書の提出前にかかった購入費等については補助対象としない。

2 前項の規定に関わらず、他の公的助成金を受けるものは、補助の対象としない。

（補助金の額）

第 5 条 この要綱において、補助金の額は、補助金の交付の決定をする年度の予算の範囲内において市長が決定する額とし、車両 1 台あたりの補助上限額は、別表 1 に定める額とする。

2 補助金の算定は、前条に規定する補助対象経費と認められる額に、対象事業所の所在地が別表 1 に定める重点対象地域のときは 3 分の 2 を乗じて得た額、重点対象地域以外のときは 2 分の 1 を乗じて得た額（1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）と、別表 1 に定める対象事業所所在地の補助上限額とを比較して少ない額とする。

（補助金の交付回数の上限）

第 6 条 この要綱において、対象事業所 1 箇所あたりの補助金の交付回数は 1 回限りとし、車両は 1 台限りとする。ただし、次の各号に該当する場合は再度、交付を受けることができるものとする。

- (1) 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月 28 日条例第 61 号）第 73 条第 5 項に規定する単位の追加
- (2) 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月 28 日条例第 61 号）第 12 条に規定する利用定員の増加
- (3) 本要綱第 19 条に規定する財産処分制限期間を経過した日以降

（交付申請）

第 7 条 補助金規則第 5 条第 1 項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期限は、市長がその都度指定するものとする。

2 補助金規則第 5 条第 1 項の規定により、補助を申請する補助事業者が提出する申請書類は、補助金交付申請書（第 1 号様式）とする。

3 補助金規則第 5 条第 2 項第 5 号の規定により市長が必要と認める添付書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 見積書
- (2) 福祉車両であることが確認できる書類

- (3) 補助金等にかかる収支予算書
 - (4) 第3条に定める補助事業者の範囲となっていることを証明する書類
 - (5) 役員名簿
- 4 補助金規則第5条第3項の規定により市長が前項に定める様式への記載又は添付を省略させることができる書類は、同条第1項第3号並びに同条第2項第1号、第2号及び第4号に規定する書類とする。

(交付決定通知及び不交付決定通知)

- 第8条 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知は、交付決定通知書（第2号様式）により行うものとする。
- 2 補助金規則第6条第3項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は、補助金不交付決定通知書（第3号様式）により行うものとする。

(交付の条件)

- 第9条 補助金規則第7条第4号の規定により市長が補助金の交付の目的を達成するために必要と認める場合は、各年度の補助事業の内容等を考慮し、必要な条件をその都度定めることができる。
- 2 補助事業者の代表者又は役員のうち暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当するものがある場合は交付の対象としない。市長は、交付の決定を受けた者が、これに該当するときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。
- 3 補助事業者は、今後横浜市が当該補助金の効果検証等について調査を実施した場合に協力しなければならない。
- 4 補助事業者は、今後横浜市が当該補助金の税収や雇用への効果を測定するために、税データを活用することについて同意をすることとする。

(申請の取下げの期日)

- 第10条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内の日とし、取下げの申請をしようとする者は、市長に補助金交付申請取下届出書（第4号様式）を提出しなければならない。

(実績報告)

- 第11条 補助金規則第14条第1項の規定により補助事業者が市長への報告に用いる書類は、次の各号に定める様式を用いなければならない。
- (1) 第14条第1項第1号に基づく書類 補助金に係る補助事業完了実績報告書（第5号様式）
 - (2) 第14条第1項第2号に基づく決算書 補助金収支書（第6号様式）
 - (3) 第14条第1項第6号に基づき市長が必要と認める書類
 - ア 購入車両の自動車検査証の写し及び写真
 - イ その他参考となる書類
- 2 補助金規則第14条第4項の規定により市長が前項に定める実績報告書への添付を省略させることができる書類は、同条第1項第3号、第4号及び第5号に規定する書類とする。
- 3 補助金規則第14条第5項ただし書きの規定に基づき市長が必要と認める領収書等は、補助事業に係るすべての領収書等とする。

(補助金額の確定通知)

第 12 条 補助金規則第 15 条の規定による補助金額確定の通知は、補助金の額の確定通知書（第 7 号様式）により行うものとする。

(補助金交付の請求)

第 13 条 補助金規則第 18 条第 1 項の規定による補助金の交付の請求は、補助金支払請求書（第 8 号様式）により行わなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 14 条 福祉車両本体の購入又は福祉車両への改造費にかかる国内消費税及び地方消費税は、非課税となることから、仕入れ税額控除報告書の提出を不要とする。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第 15 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。また、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた場合
- (2) 補助金を他の用途に使用した場合
- (3) 第 10 条の規定による申請の取下げに係る書類の提出があった場合
- (4) 補助金の交付内容の決定若しくはこれに付した条件又は変更交付の決定の内容に違反した場合
- (5) その他この要綱に違反したと認められる場合

(県警本部への照会)

第 16 条 市長は必要に応じ、申請者は又は交付の決定を受けた者が、暴力団経営支配法人等に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(入札又は見積書の徴収の例外)

第 17 条 補助金規則第 24 条ただし書きの規定により市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合に該当するものとする。

(関係書類の保存期間)

第 18 条 補助金規則第 26 条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、補助事業の完了後 5 年とする。

(財産の処分の制限)

第 19 条 補助事業者は、補助事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、

補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。

- 2 補助金規則第 25 条の規定により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 27 年厚生労働省告示第 320 号）を準用し、4 年とする。
- 3 補助事業者は、補助金規則第 25 条の規定により財産の処分をしようとするときは、あらかじめ横浜市「主として重症心身障害児を対象とした放課後等デイサービス」福祉車両導入補助金事業に係る財産処分承認申請書（第 9 号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 補助事業者は、取得財産を市長の承認を受けて処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を納付させることとする。

（車両への表示）

第 20 条 補助事業者は、補助事業により取得した福祉車両に横浜市補助対象である旨の表示及び事業所名の表示をしなければならない。

（委任）

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行し、令和 2 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、令和 8 年度の予算に係る補助金から適用する。

別表 1（第 5 条関係）

補助対象経費	対象事業所所在地	補助割合	補助上限額
福祉車両購入費等	重点対象地域 ※	2/3	1,000 千円
	上記以外	1/2	750 千円

※重点対象地域：各年度の 4 月 1 日において、対象事業所が所在しない区をいう。ただし、令和 2 年度に限り、附則に定める施行期日とする。